

豊中市操業環境対策補助金 要領

～事業所から発生する騒音・振動・悪臭への対策費を補助します～

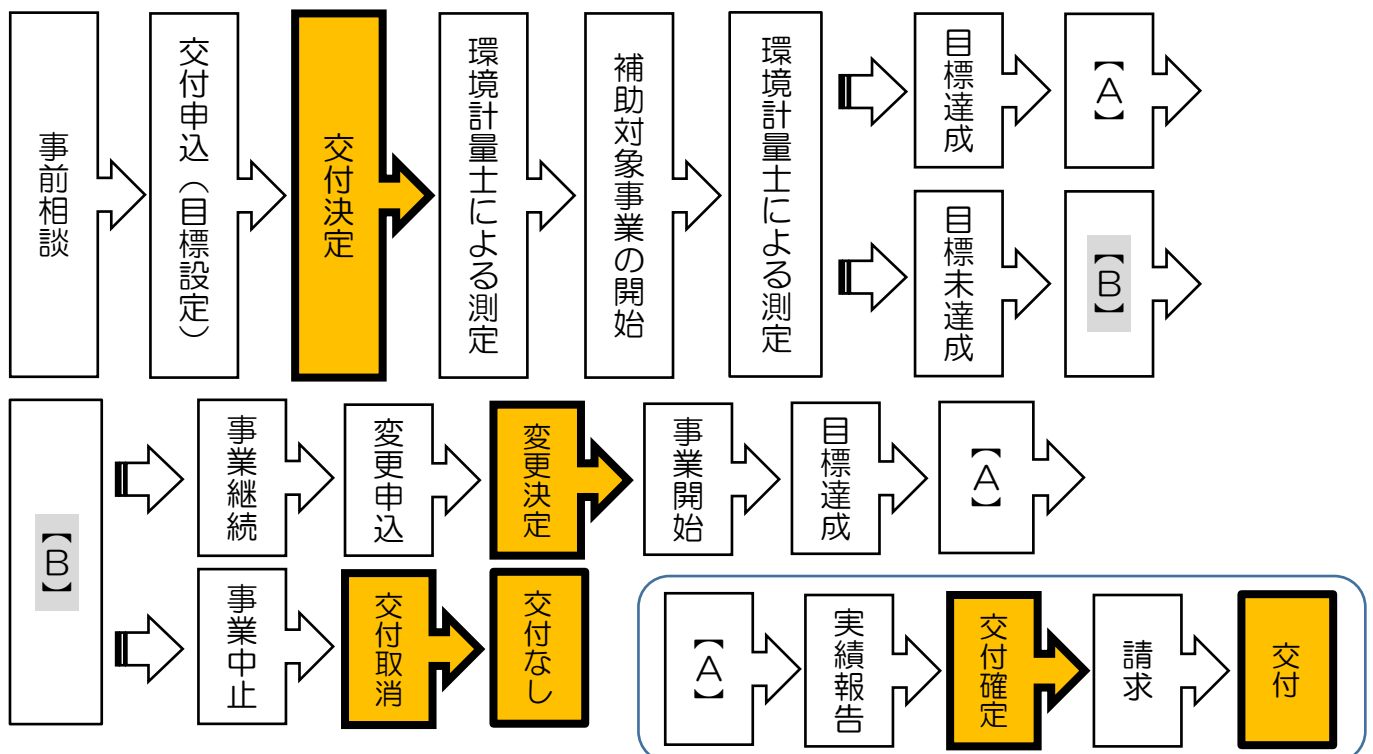
【目的】

事業者が実施する改善対策に対して補助金を交付することにより、事業所の安定した操業環境を形成することで、住宅と事業所が共存・共生することを目的とします。

【概要】

対象者	事業所が発生させる騒音、振動、悪臭に関して、その対策を行う者 (準工業地域・工業地域において、現在操業している事業者のみが対象)
対象地域	準工業地域・工業地域
対象経費	上記対策に係る建築物等の新設、改築、増築等 又は機械設備の新規購入、改造、交換等(生産にかかる機械設備は除く)
補助金額	市長が認める経費に2/3を乗じて得た額 (事業前・事業後に行う「環境計量士の測定費用」も含む) ※補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含みません。
上限	300万円
要件	1) 事業前の数値が、各法令に違反していないこと。 2) 事業後の数値が事業前の数値よりも、各法令に基づき・・・ 騒音・振動の場合→1つ以上厳しい規制基準値以内の数値に達していること。 悪臭の場合→1/10以下の数値に達していること。
注意	上記の要件を満たさなかった場合、補助金は交付されません。 ただし、補助事業途中における計画の変更を認める場合があります。

【一連の流れ(申込者 ・ 市)】



<申込み・問合せ先>

豊中市 都市活力部 産業振興課 (市役所第一庁舎5階)

TEL: 06-6858-2199 FAX: 06-4865-2058

[詳細はこちら](#)

